

大分類「B - 専門的・技術的職業従事者」の 改定の考え方及び主な改定点について

1 分類の考え方

【今回変更した中分類の考え方】

07製造技術者（開発）

- ・製品の製造に関する技術者のうち、研究者の行った研究の成果を応用して、設計等具体的な製品の開発を行うもの。ここで開発とは、当該製品の理念型を最終的に確定することをいい、実際に生産を開始する以前の段階をいう。

08製造技術者（開発を除く）

- ・製品の製造に関する技術者のうち、製品を効率的に製造するため、工程設計及び工程管理・品質管理などを行うほか、必要に応じて、現場の指導を行う。

10情報処理・通信技術者

- ・ハードウェアの製造に関する技術的な仕事は、製造技術者に区分する
- ・専ら機器の操作の仕事に従事するものは、本文類から除く。

15 その他の保健医療従事者

- ・資格又は国や都道府県の任命が必要であるもののみが該当することとし、資格のない看護助手や歯科助手などの補助的な職業は本分類から除き、サービス職業に分類する。

2 主な改定点

主な改定点とその改定理由等は次の通り

- (1) 現行中分類「科学研究者」の小分類「自然科学系研究者」と「人文・社会科学系研究者」を統合し、名称を「研究者」に変更。

【理由】

学際的な研究分野が増加し、理系・文系を区別する必要性は減少したと考えられるため。

【検討過程における主な意見】

国際標準職業分類では、研究者は研究領域別に分類項目が細分化されており、統合すると国際比較が難しいのではないかと。

- (2) 現行中分類「農林水産業・食品技術者」は、農業、畜産、林業、水産と小分類が産業別に細かく設定されている。今回改定では、これらを統合して小分類名称を「農林水産技術者」とするとともに、「食品技術者」を、新たに設定する中分類「製造技術者（開発）」及び「製造技術者（開発を除く）」に移設し、残る部分の名称を「農林水産技術者」に変更。

【理由】

平成 17 年国勢調査の結果では、畜産・林業・水産の各技術者の数はそれぞれ 5,000 人未満であり、農業技術者の数（約 30,000 人）に比べ少なくなっていることから、これらを集約。

「食品技術者」を移設したのは、日本標準産業分類で食品製造が製造業に分類されていることとの整合性を図るため

【検討過程における主な意見】

農業、畜産、林業、水産、その他（養蚕）の各技術者の分類項目をひとつにまとめることについて、人数が減少してきているので適当と考えられる。

- (3) 現行中分類「機械・電気技術者」及び「鉱工業技術者（機械・電気技術者を除く）」を統合し、これらの技術者が扱う製品の製造に関する技術分野別に、中分類「製造技術者（開発）」及び「製造技術者（開発を除く）」を新設。

【理由】

産業分類・商品分類的な視点を排除し、産業横断的に仕事の内容で区分するため。

【検討過程における主な意見】

現行分類のように、産業別に技術者を分類するのではなく、民間の職種分類のように技術分野（例：設計、生産・製造、品質保証など）別に分類することについても検討する必要があるのではないか。

鉱業は減少傾向にあることから、鉱工業という名称については再考すべきではないか。

新中分類「製造技術者（開発・設計）」及び「製造技術（開発・設計を除く）」については、世帯に対して実施する統計調査では区分して分類することが難しいのではないかと考えられるが、事業所を対象とした調査であれば、問題はないのではないかと考えられる。

- (4) 現行中分類「情報処理技術者」は、「システム・エンジニア」と「プログラマー」の2つの小分類から構成されていた。小分類を見直しするとともに、「通信ネットワーク技術者」を加えて名称を「情報処理・通信技術者」に変更。

【理由】

この分野は高度化・専門化を深めているが、現行分類が2区分しかなく、ほとんどの職種を「システム・エンジニア」に格付けていたことから、現状に即した職種を設定する必要があった。

【検討過程における主な意見】

現行のIT関係の小分類で設定されている項目は、システム・エンジニアとプログラマーの2項目のみで、新職業について対応されていないことから、現状に即していない。

「システム・エンジニア」の分類項目を分けても、実査においては調査票に適切な記載がされず、分類することは困難ではないかと思われる。

ネットワーク関係に係る職業については新中分類「情報処理・通信技術者」に移すほうが適切と考えられる

- (5) 現行中分類「経営専門職業従事者」に、新設する小分類「金融・保険専門職業従事者」を追加し、名称を「経営・金融・保険専門職業従事者」に変更。

【理由】

金融派生商品の開発など、高度な金融・保険の知識を必要とする仕事が社会的に確立してきたと思われるため。

【検討過程における主な意見】

金融における専門職など、新たに専門的・技術的職業として追加するものについても、切り分けがきちんとできるよう、整理を行う必要がある。

- (6) 現行中分類「その他の保健医療従事者」から補助的な職業を抜き出して「E-サービス職業従事者」に移設。

【理由】

看護助手、歯科助手などについては、現行では専門的・技術的職業従事者に分類されているが、当該業務を行うための資格等を要しないため。